

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請

2025年3月19日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。  
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### <変更の概要>

原子炉等規制法および関連法令が変更され、高経年化技術評価制度(注3)から長期施設管理計画制度(注4)に移行されます。この変更により、従来、保安規定に含めていた高経年化技術評価の結果に基づく追加措置を保安規定から独立させ、長期施設管理計画として認可を受けることとなります。

新たな認可制度の枠組みに合わせて、保安規定の関連する記載を変更します。

### <主な変更内容>

- ① 高経年化技術評価制度の廃止に伴う変更
- ② 長期施設管理計画制度の導入に伴う変更

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受けるものです。
- 注3 運転開始30年から10年ごとに、事業者が劣化の進展を評価し、その評価結果に基づく追加措  
置について保安規定に定め、原子力規制委員会の認可を受ける制度です。
- 注4 運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が将来の劣化を予測するとともに劣化  
を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けた原子炉だけが運転の継続を  
認められる制度です。

以上